

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
理事・監事・評議員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会の定款第9条に規定する役員の選任及び定款第15条に規定する評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(理事の選任)

第2条 定款第9条に定める理事12名は、社会福祉事業について熱意と理解を有する者で、次の分野から幅広く選出し評議員会において選任する。

- 1) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- 2) 地域の福祉関係者
- 3) 社会福祉事業を經營する団体の役職員
- 4) ボランティア活動を行う団体の代表者

(監事の選任)

第3条 定款第9条に定める監事2名は、経理について知識と経験を有し、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を選出し評議員会において選任する。

(評議員の選任)

第4条 定款第15条に定める評議員30名は、次の分野から推薦された者を理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 1) 社会福祉事業を經營する団体の役職員
- 2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- 3) 地域の代表
- 4) 利用者の代表

附 則

この規程は、昭和59年2月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

## 参考

「社会福祉事業について学識経験を有する者」

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

「地域の福祉関係者」

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者